中 央 区 住 宅 宿 泊 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 に 関 す る 条 例 施 行 規 則

(趣旨)

第 条 ک \mathcal{O} 規 則 は 中 央 X 住 宅 宿 泊 事 業 \mathcal{O} 適 正 な 運 営 12 関 す る 条 例 亚 成 三 +年 \equiv 月 中 央 区 条 例 第 号。

以 下 条 例 لح 1 う。 第 七 条 第 項 第 八 条 第 項 及 び 第 + 兀 条 \mathcal{O} 規 定 12 基 づ き、 住 宅 宿 泊 事 業 に

関

し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 条 ک \mathcal{O} 規 則 で 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 意 義 は 住 宅 宿 泊 事 業 法 平 成 + 九 年 法 律 第 六 + 五. 号。 以 下 法

とい う。 及 び 条 例 で 使 用 す る 用 語 \mathcal{O} 例 に ょ る

(変更等の届出に係る周知事項)

第 三 条 条 例 第 七 条 第 三 項 \mathcal{O} X 規 則 で 定 \Diamond る 事 項 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 め る 事

項とする。

法 第三 条 第 兀 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 変 更 次 に 掲 げ る 事 項

イ 変 更 後 \mathcal{O} 条 例 第 七 条 第 項 第 号 及 U 第 号 12 掲 げ る 事 項

口 条 例 第 八 条 第 項 第 号 及 び 第 五. 뭉 に 掲 げ る 事 項

ハ 当該変更をした日

= 1 か 5 ノヽ ま で に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 区 長 が 必 要 لح 認 \Diamond る 事 項

法 第 三 条 第 六 項 第 五 号 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 廃 止 次 に 掲 げ る 事 項

1 条 例 第 七 条 第 項 第 号 並 び に 第 八 条 第 項 第二 号 及 び 第 五. 号 に 掲 げ る 事 項

ロ 当該廃止をした日

イ 及 び 口 12 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 区 長 が 必 要 لح 認 \Diamond る 事

項

(変更等の届出に係る公表事項)

第 兀 条 条 例 第 八 条 第 項 \mathcal{O} 区 規 則 で 定 \Diamond る 事 項 は 次 \mathcal{O} 各 号 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、 当 該 各 号 に 定 8 る 事

項とする。

法 第三 条 第 匹 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 変 更 次 に 掲 げ る 事 項

イ 変 更 後 \mathcal{O} 条 例 第 八 条 第 項 第 __ 号 及 び 第 号 12 掲 げ る 事 項

口 条 例 第 八 条 第 項 第 号 及 U 第 五. 号 に 掲 げ る 事 項

ハ 当該変更をした日

イ か 5 ま で に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か 区 長 が 必 要 لح 認 \otimes る 事 項

法 第 \equiv 条 第 六 項 第 五 号 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 廃 止 次 に 掲 げ る 事 項

イ 条 例 第 八 条 第 ___ 項 第 号 及 び 第 五. 号 に 掲 げ る 事 項

ロ 当該廃止をした日

ハ 1 及 び 口 に 掲 げ る ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} ほ カン 区 長 が 必 要 と 認 \Diamond る 事 項

(業務改善命令)

第 五 条 区 長 は 法 第 十 五 条 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 業 務 \mathcal{O} 方 法 \mathcal{O} 変 更 そ \mathcal{O} 他 業 務 \mathcal{O} 運 営 \mathcal{O} 改 善 に 必 要 な 措 置 を と

ベ きこと を 命 ず る と き は 住 宅 宿 泊 事 業 者 に 対 L 别 記 第 号 様 式 に ょ る 業 務 改 善 命 令 書 を 交 付 す る

のとする。

業務停止命令等)

第 六 条 法 第 十 六 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 業 務 \mathcal{O} 全 部 又 は 部 \mathcal{O} 停 止 を 命 ず る 場 合 に お け る 同 条 第 三 項 \mathcal{O} 規

廃 定 に 止 を ょ 命 る ず 通 る 知 場 は 合 别 12 記 第 お け 号 る 様 同 条 式 第 に 三 ょ 項 る \mathcal{O} 業 規 務 定 停 に 止 ょ 命 る 令 書 通 知 に は ょ 别 り 記 第 同 三 条 号 第 様 式 項 に \mathcal{O} ょ 規 る 定 事 に 業 ょ 廃 り 止 住 命 宅 令 宿 書 泊 に 事 業 ょ り \mathcal{O}

行うものとする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、

住宅宿泊事業に関し必要な事項は、

区長が別に定める。

別り、

この規則は、平成三十年六月十五日から施行する。